

輸出してはならない貨物該当通知書

Notice of Prohibited Export

平成 年 月 日

Date:

該当通知書番号第 号

Notice No.

殿

To

(住 所)

(Address)

税 関 長 印

Director of the Customs

税関支署長 印

Director of the Branch Customs

貴殿が輸出しようとした下記 1 及び 2 に掲げる物品は、下記 3 の理由により、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると認められますので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。

You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-2 of the Customs Law that the exportation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-2 of the same article.

記

1 品 名

Description:

2 数 量

Quantity:

3 理 由

Reasons for applying Items 1-2, Article 69-2 of the Customs Law:

(備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。

(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs.

(所在地及び税関名(部門名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)

税関様式 C 第 5602 号

外国郵便物に係る輸出してはならない貨物該当通知書
 Notice of Prohibited Articles Contained
 In Parcel Post dispatched to Abroad

平成 年 月 日

Date:

該当通知書番号第 号
 Notice No.

殿

To
 (住 所)
 (Address)

税関長(又は税関支署長) 印
 Director of Customs

貴殿が差し出した国際郵便物中に包有されている下記 4 及び 5 に掲げる物品は、下記 6 の理由により、
 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 2 号に該当すると認められますので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。

You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-2 of the Customs Law, that
 the exportation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel dispatched to abroad
 from you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall
 under the provisions of Item 1-2 of the same article.

記

- 1 郵便物番号
 Parcel post No.
- 2 仕向国
 Country of destination:
- 3 仕向人住所氏名
 Name and Address of addressee
- 4 品名
 Description:
- 5 数量
 Quantity:
- 6 理由

Reasons for applying Item 1-2, Article 69-2 of the Customs Law:
 (備考) 本通知について貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に
 所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。
 (Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment
 of articles, enclosed herewith, to the undermentioned customs.
 (所在地及び税関名(外郵出張所名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)

知的財産侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
 認定依頼 第 号
 (認定依頼書番号)

知的財産調査官 殿
 (知的財産担当官)

発見部門の長(官職)
 (氏名)

印

下記の物品は、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号(同法第 75 条において準用する場合を含む。)に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸出申告(税関提示)年月日	平成 年 月 日	
輸出申告(郵便物)番号		
発見年月日	平成 年 月 日	
輸出申告者名 [又は差出人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格 A 4)

保 管 証

平 成 年 月 日
保管 第 号
(保 管 証 番 号)

殿

住所(連絡先)

電話番号

下記の貨物は、関税法第 67 条（第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく検査の必要があるので、保管します。

記

品 名	数 量	内 容

保管税關

(電話番号)

保管責任者

(官職)

(氏名)

印

(規格 A 4)

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
 発見通報 第 号
 (発見通報書番号)

郵便局長 殿

外郵出張所長 印

関税法第 76 条により提示を受けた下記 1 から 4 に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に該当する貨物と想料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 小包(船便、航空) 特殊、 EMS	
3. 差出人 (住所)		
(氏名)		
4. 名あて人 (住所)		
(氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格 A 4)

認定手続開始通知書(輸出者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸出申告した貨物は、関税法第69条の2第1項第3号(同法第75条において準用する場合を含む。)に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

記

1. 申告番号		
2. 申告年月日	平成 年 月 日	
3. 疑義貨物	品 名	数 量
4. 権利者の氏名又は名称及び住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸出差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号(同法第75条において準用する場合を含む。)に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。

なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記8の期間にかかわらず当該貨物について関税法第40条等に基づく内容点検を行うことができます。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
- 3 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 2 第 2 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
- 4 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。
 - (2) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (3) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行うことができます。
 - (4) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的手續については表面の連絡先へご照会ください。)

認定手続開始通知書(差出入用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税關官署の長)

印

貴殿が差し出した国際郵便物は関税法第69条の2第1項第3号に掲げる輸出してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の3第1項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号			
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、		
3. 名あて人（住所） (氏名)			
4. 税關検査提示日	平成 年 月 日		
5. 疑義貨物	品 名	数 量	
6. 権利者氏名又 は名称及び住所			
7. 知的財産の内容			
8. 認定手続を執る 理由			
9. 輸出差止申立て	有	無	
10. 証拠を提出し、 意見を述べること のできる期限	平成 年 月 日		

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の2第1項第3号に該当しない場合は、当該貨物を輸出することができます。) [注：裏面参照]

2. 上記9の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。

[連絡先] : (税關官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

(税関様式 C 第 5612 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 3 第 5 項規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸出することができます。
 - (1) 業として輸出されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸出の許諾を得て輸出されるものである場合
 - (3) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
- 3 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
- 4 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸出することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸出申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の2第1項第3号(同法第75条において準用する場合を含む。)の輸出してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されましたので同法第69条の3第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

1. 疑義貨物	品 名		数 量
2. 輸出者の氏名又は名称及び住所			
3. 仕向人(名あて人)の氏名又は名称及び住所			
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所			
5. 知的財産の内容			
6. 認定手続を執る理由			
7. 輸出差止申立て	有	無	
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日		

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸出してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記7の「輸出差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の3第7項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

税関様式 C 第 5616 号

疑義貨物に係る生産者通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 3 第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

（注）この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 3 第 7 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により禁止されています。

（規格 A4）

疑義貨物点検申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

平成 年 月 日付開始通知第 号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いたいので、関税法第69条の4第4項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により申請します。

(注1) この申請書は2部提出して下さい。

(注2) この申請書は、「認定手続開始通知書(輸出者等用・権利者用)」の写しを添付して下さい。

(注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載のうえ、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(税関記入欄)

点検日	
場所	
立会人	印
申請者	印

(規格 A4)

輸出取りやめ届出書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

平成 年 月 日付開始通知第 号により通知のあった疑義貨物については、下記の理由により輸出されないこととなるので、関税法第 69 条の 3 第 6 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき届け出ます。

(輸出されないこととなる理由)

(処理予定年月日)

(規格 A4)

知的財産疑義貨物
認定(処理)連絡書

取扱注意

平成 年 月 日
認定連絡報 第 号
(認定連絡書番号)

殿

知的財産調査官
(知的財産担当官)

印

認定依頼書番号			
品 名	数 量	内 容	
認定結果	侵害物品である	侵害物品とは認められない	
輸出者が希望する 自発的処理の内容			
理 由			
備 考			

(規格 A 4)

認 定 通 知 書 (輸 出 者 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号（同法第 75 条において準用する場合を含む。）に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

当該物品の保税地域（他所蔵置場所を含む。）での廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行うことができます。

当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税関へ提出した場合には、輸出することができます。

当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正（簡単に元に戻せる修正は不可）を行った場合に輸出することができます。

当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認 定 通 知 書 (差 出 人 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 2 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸出に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸出することができます。

当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸出することができます。

当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」(税關様式 C 第 5380 号)の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税關官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

(規格 A4)

認 定 通 知 書 (権 利 者 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第 69 条の 3 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

処理結果通知書

平成 年 月 日
処理結果第 号
(処理結果通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されました
ので、関税法第69条の3第6項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

輸出者による処理の内容

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者(権利者)

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
住所

申請者(輸出者等)

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
住所

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。

1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所

2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日

3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日

4. その他参考となるべき事項

(注1) この申請書は権利者と輸出者等が連名で提出してください。

(注2) この申請書は、3部提出してください。

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書

平 成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正が行われましたので、当該修正後の貨物について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（規格 A4）

税関様式 C 第 5634 号

取扱注意

郵便物認定期報書

平成 年 月 日
 認定通報 第 号
 (認定通報書番号)

郵便局長 殿

外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第69条の2第3号物品（輸出してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴局における輸出してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便局 処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却) 処理されました。	日付印

(規格 A 4)

関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号該当物品没収通知書

平成 年 月 日
没収通知第 号
(没収通知書番号)

殿

住所(連絡先)

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 69 条の 2 第 1 項第 3 号(同法第 75 条において準用する場合を含む。)に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、没収します。

記

1. 品名

2. 数量

輸出(積戻し)差止申立書

整理 No

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申立人 【公表】
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、輸出(積戻し)差止申立てをします。

記

1. 輸出差止申立てに係る権利の内容【公表】

権利の種類	育成者権
登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
権利の範囲	
原権利者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号)
専用利用権者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号) (権利設定範囲)
通常利用権者	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号) (許諾の範囲)

2. 輸出差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】

品 名	
輸出統計品目番号(9 衡)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】

--

4. 輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸出に関する参考事項【非公表】

予想される輸出者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	仕向人 仕向国 その他

(2) 他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a . 輸出差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b . 真正商品の製造価格
- c . その他

6. 添付資料等

区 分	部 数
権利の登録原簿の謄本及び公報 上記謄本等の写し 【公表】	1 部 部
侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品のサン プル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部
輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害 を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書 【公表】	部

弁護士等が作成した輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】	部
その他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等 に注意喚起を行った広告等の写し等) 【公表の可否： 可、 否】	部

- (注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
- 2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)
- 3 . 本申立書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1)【公表】項目
原則として公表されます。
- (2)【非公表】項目
公表されません。
- (3)【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
- 4 . 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5 . 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸出者等に開示することがあります。
- 6 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 7 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

(規格 A4)

輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書

平成 年 月 日

殿

税関長

印

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成 年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立てについては、関税法第69条の5（同法第75条において準用する場合を含む。）に規定する専門委員への意見照会を下記1の日時・場所において行うこととするので通知します。専門委員として下記2の者の意見を聴くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。

当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

1. 日時・場所

2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者

氏名 職名

- (1)
(2)
(3)

3. 輸出差止申立てに係る権利の内容等

以上

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

委 嘴 状

平 成 年 月 日

殿

税関長 印

貴殿を関税法第 69 条の 5 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自 : 平成 年 月 日

至 :

税関様式 C 第 5647 号

委 嘴 状

平 成 年 月 日

殿

税関長 印

貴殿を関税法第 69 条の 5 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) 同法第 69 条の 11 及び同法第 69 条の 16 に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自 : 平成 年 月 日

至 :

(規格 A4)

輸出(積戻し)差止申立てにおける専門委員意見照会書

平成 年 月 日
照会番号

殿

税関長 印

関税法第69条の4第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づく平成 年 月 日付の輸出(積戻し)差止申立てについて、関税法第69条の5(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、下記の理由により、貴殿の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

理由:

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

意 見 書

平 成 年 月 日

税関長 殿

印

平成 年 月 日付の輸出(積戻し)差止申立てについて輸出(積戻し)差止申立てにおける専門委員意見照会書(照会番号第 号)により意見を求められた件について、以下のとおり意見を述べます。

輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会に係る
輸出（積戻し）差止申立ての受理・不受理結果通知書

平成 年 月 日
受理・不受理通知 第 号

殿

税関長 印

輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会書（照会番号第 号）により意見を求めた関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成 年 月 日付の輸出差止申立てについては、下記の理由により、受理した・受理しなかったので、通知します。

記

理由：

輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

殿

税関長 印

平成 年 月 日付輸出（積戻し）差止申立てに係る専門委員意見照会書（照会番号第 号）については、下記の理由により、貴職の意見を要しないこととなりましたので通知します。

記

理由：

輸出（積戻し）差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

税関長 印

関税法第69条の4第1項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成年 月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記のとおり受理するので、同条第3項（同法第75条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

輸出差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

（規格 A4）

輸出（積戻し）差止申立て・更新不受理通知書

平成 年 月 日
不受理通知第 号
(申立て・更新不受理通知書番号)

殿

税関長 印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成 年
月 日付の輸出（積戻し）差止申立て・更新（整理 No. - ）について、下記の理由により受理
しないので、同条第 3 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

記

理由

（規格 A4）

輸出(積戻し)差止申立更新申請書

整理 No

更 -

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
 神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申立人
 住所
 氏名(名称及び代表者の氏名) 印
 (署名)
 (連絡先)
 担当者
 電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸出(積戻し)差止申立てについて、その更新を申請します。

記

当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No	
輸出差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
権利の内容等	権利の種類【公表】	育成者権	
	登録番号【公表】及び登録年月日	第 号	年 月 日
	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
	権利の範囲【公表】		
	輸出(積戻し)差止申立て更新に係る物品の追加情報【公表の可否: 可、否】		
その他参考になるべき事項【公表の可否: 可、否】			

(注) 1. の付されている欄は必ず記載して下さい。

2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸出者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

(1)【公表】項目

原則として公表されます。

(2)【公表の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。

3. 「輸出差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。

4. 「輸出差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。

5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸出者等に開示することがあります。

6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。

7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

輸出（積戻し）差止申立・更新受理撤回通知書

平成 年 月 日
撤回通知第 号
(撤回通知書番号)

殿

税関長 印

関税法第 69 条の 4 第 1 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定に基づく平成 年
月 日付の輸出差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。

記

理由

（規格 A4）

供 記 命 令 書

平 成 年 月 日
 供託命令通知 第 号
 (供 記 命 令 書 番 号)

殿

(税 関 官 署 の 長)

印

関税法第 69 条の 6 [第 1 項・第 2 項](同法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期間までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 10 項 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により認定手続を取りやめることができます。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日

- (注) 1 . 供託命令は、輸出差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸出されないことにより、輸出者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
- 2 . 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券 (社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。) で税関長が確実と認めるものを持ってこれに代えることができます。
- 3 . 供託命令に対し、関税法第 69 条の 6 第 5 項 (同法第 75 条において準用する場合を含む。) の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期間内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、平成 年 月 日に、口頭により、関税法第 69 条の 6 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき金銭の供託の命令を行いましたので、その旨を確認します。

* 上記について、事実に相違なければ、下記 の にレチェックし、相違あれば の にレチェックのうえ、相違内容を記載し、いずれの場合も、記名及び押印又は署名(法人においては、法人の名称及びその代表者名の氏名を記載の上法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)のうえ、1部を下記連絡先まで返付してください。

上記は、事実に相違ありません。

上記は、事実と下記の相違点があります。

氏名(名称及び代表者の氏名)

印
(署名)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

供 記 書 正 本 提 出 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

提出者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)により供託したので、その供託書正本を提出します。

(注)提出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

供 記 書 正 本 預 り 書

上記提出書による供託書正本を預ります。

第 号(供託番号)
平成 年 月 日)

(税関官署の長) 印

(注)この提出書は2部提出して下さい。

(規格 A4)

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

届出者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税法第 69 条の 6 第 5 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。

記

1. 契約の相手方の名称及び所在地

2. 契約金額

(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書

上記の届出を確認します。

第 号
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この届出書は 2 部提出してください。
2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。

(規格 A4)

認定手続取りやめ通知書

平成 年 月 日
取りやめ通知第 号
(取りやめ通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 6 第 10 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により、認定手続きを取りやめたので同条第 11 項（同法第 75 条において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（規格 A4）

税関様式 C 第 5680 号

有価証券換価後金銭供託通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)により供託された有価証券については、関税法施行令(昭和 29 年政令第 150 号)第 62 条の 8 第 3 項(同令第 65 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又は輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成 6 年法務省・大蔵省令第 5 号)第 4 条第 2 項(同規則第 10 条において準用する場合を含む。)の規定により供託したので、同条第 4 項(同規則第 10 条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

(添付書類)

供託書正本の写し 1 部

担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長)

殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、
下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の6第8項
第3号(同規則第10条において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請を行います。

記

損害の賠償を担保する必要がなくなった事由

(注1) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を
添付してください。

(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択するこ
とができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記
載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5684 号

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第 69 条の 6 第 8 項第 4 号(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定により、その承認を申請します。

(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書

第 号
上記申請を承認します。
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5686 号

供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）

平 成 年 月 日

（税関官署の長） 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の6第8項第5号(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定により、その承認を申請します。

(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）

第 号(供託番号)
上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。

損害賠償請求権存在確認書交付請求書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

関税法施行令第 62 条の 7 第 4 項(同令第 65 条において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。

記

1. 損害賠償義務者の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所

2. 要求しようとする損害賠償額

3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実

4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地

5. その他参考となる事項

(注) この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。

- (1) 民事執行法(昭和 54 年法律第 4 号)第 22 条第 1 項(債務名義)に規定する債務名義(確定判決等)
- (2) 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- (3) 供託の原因となった貨物の輸出者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸出者に当該立会人に対する損害賠償請求件があること及びその額を記載した書面
- (4) (1)から(3)に掲げるものに類するもの

(規格 A4)

損 害 賠 償 請 求 権 存 在 確 認 書

1 . 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所

2 . 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所

3 . 損害賠償請求権の額

4 . 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額

関税法施行令第 62 条の 7 第 4 項（同令第 65 条において準用する場合を含む。）の規定により、上記のとおり確認する。

平成 年 月 日

（税関官署の長） 印

（規格 A4）

税関様式 C 第 5692 号

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 申 請 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、下記のとおり解除の承認を申請します。

記
理由

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 書

第 号

上記申請の解除を承認します。

平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この申請書は、2部提出してください。

2. この申請書には、支払保証委託契約を解除する理由を証明する書類を添付して下さい。

(規格 A4)

支払保証委託契約内容変更承認申請書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、内容の変更を行いたいので、その承認を申請します。

記

支払保証委託契約の変更内容と理由

支払保証委託契約内容変更承認書

第 号
上記の申請を承認します。
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、変更した支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して下さい。

(規格 A4)

農林水産大臣意見照会書

平成 年 月 日
照会番号第

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の7第1項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

農林水産大臣意見照会実施通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第 69 条の 7 第 1 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第 3 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

農林水産大臣意見照会回答通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 7 第 4 項(同法第 75 条において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方(連絡先下記)に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の7第5項(同法第75条において準用する場合を含む。)の規定に基づき通知します。

輸入してはならない貨物該当通知書

Notice of Prohibited Imports

平成 年 月 日

Date:

該当通知書番号第 号

Notice No.

殿

To

(住 所)

(Address)

税 関 長 印

Director of the Customs

税関支署長 印

Director of the Branch Customs

貴殿が輸入しようとした下記 1 及び 2 に掲げる物品は、下記 3 の理由により、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 7 号・第 8 号に該当すると認められますので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。

You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-8 of the Customs Law that the importation of the article(s) given below 1 and 2, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 3, to fall under the Provisions of Item 1-7・8 of the same article.

記

1 品 名

Description:

2 数 量

Quantity:

3 理 由

Reasons for applying Items 1-7・8, Article 69-8 of the Customs Law:

(備考) 本通知について、貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。

(Remark) If you have no intention to file a protest, please send the Declaration for abandonment of articles, enclosed herewith to the undermentioned customs.

(所在地及び税関名(部門名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)

税関様式 C 第 5802 号

外国郵便物に係る輸入してはならない貨物該当通知書
 Notice of Prohibited Articles Contained
 In Parcel Post from Abroad

平成 年 月 日
 Date:
 該当通知書番号第 号
 Notice No.

殿

To
 (住 所)
 (Address)

税関長(又は税関支署長) 印
 Director of Customs

貴殿あて外国郵便物が下記のとおり到着しましたが、当該郵便物中に包有されている下記 4 及び 5 に掲げる物品は、下記 6 の理由により、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 7 号・第 8 号に該当すると認められますので、同条第 3 項の規定に基づき通知します。

You are hereby notified under the provisions of Item 3, Article 69-8 of the Customs Law, that the importation of the article(s) given below 4 and 5, contained in the parcel from abroad and addressed to you, shall not be permitted as it is (they are) found, by the reasons shown below 6, to fall under the provisions of Item 1-7・8 of the same article.

記

- 1 郵便物番号
Parcel post No.
- 2 差 出 国
Country from which sent:
- 3 差出人住所氏名
Name and Address of sender:
- 4 品 名
Description:
- 5 数 量
Quantity:
- 6 理 由

Reasons for applying Item 1-7・8, Article 69-8 of the Customs Law:
 (備考) 本通知について貴殿に異議がなく、当該物品を放棄されるときは、添付の「任意放棄書」に所定の事項を記入なつ印のうえ、次あて送付して下さい。
 (Remark) If you have no intention to file a protest, please send the declaration for abandonment of articles, enclosed herewith, to the undermentioned customs.
 (所在地及び税関名(外郵出張所名まで記入する)を和文及び英文で記入しておく。)

知的財産侵害疑義物品認定依頼書

取扱注意

平成 年 月 日
 認定依頼 第 号
 (認定依頼書番号)

知的財産調査官 殿
 (知的財産担当官)

発見部門の長(官職)
 (氏名)

印

下記の物品は、関税法第69条の8第1項第9号・第10号に該当すると思料されるので、該否の認定を依頼します。

記

品 名	数 量	内 容
輸入申告(税関提示)年月日	平成 年 月 日	
輸入申告(郵便物)番号		
発見年月日	平成 年 月 日	
輸入申告者名 [又は名あて人名]	(住所) (氏名) (職業)	
発見部門の所見		

(注) 発見部門の所見欄には、侵害疑義物品と思料する理由及びその他参考事項を記入すること。

(規格 A 4)

保 管 証

平 成 年 月 日
保管 第 号
(保 管 証 番 号)

殿

住所(連絡先)

電話番号

下記の貨物は、関税法第 67 条の規定に基づく検査の必要があるので、
保管します。

記

品 名	数 量	内 容

保管税關
(電話番号)
保管責任者

(官職)
(氏名)

印

(規格 A 4)

知的財産侵害疑義物品発見通報書

取扱注意

平成 年 月 日
 発見通報 第 号
 (発見通報書番号)

郵便局長 殿

外郵出張所長 印

関税法第76条により提示を受けた下記1から4に掲げる郵便物に包含されている侵害疑義物品については、税関検査の結果、関税法第69条の8第1項第9号・第10号に該当する貨物と思料するため、認定手続を執るので通報します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常(船便、航空) 特殊、	小包(船便、航空) E M S
(住所) 3. 名あて人		
(氏名)		
(住所) 4. 差出人		
(氏名)		
5. 侵害疑義物品	品 名	数 量

(規格A4)

認定手続開始通知書(輸入者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

貴殿が平成 年 月 日に輸入申告した貨物は、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第 69 条の 9 第 1 項の規定により通知します。

記

1 . 申告番号		
2 . 申告年月日	平成 年 月 日	
3 . 疑義貨物	品 名	数 量
4 . 権利者の氏名又は名称及び住所		
5 . 知的財産の内容		
6 . 認定手続を執る理由		
7 . 輸入差止申立て	有	無
8 . 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1 . 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記 8 に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
 (貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・第 10 号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注 : 裏面参照]
- 2 . 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記 8 に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
 なお、本通知に係る貨物を保税地域に蔵置している場合には、上記 8 の期間にかかわらず当該貨物について関税法第 40 条等に基づく内容点検を行うことができます。
- 3 . 上記 5 の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第 69 条の 14 第 1 項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに關し、別途通知する通知日から起算して 10 執務日（延長があった場合は 20 執務日）以内に特許庁長官の意見を聴くことを求めることができます。
- 4 . 上記 7 の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第 69 条の 17 第 1 項の規定により、一定の期間経過の後、税関長に対し、当該認定手続を取りやめることを求めるすることができます。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 9 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
- 3 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
- 4 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行なうことができます。
 - (2) 積戻しを希望する場合には、輸出貿易管理令第 2 条第 1 号の規定に基づく承認を得た後、所要の手続を経たうえで行なうことができます。
 - (3) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (4) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (5) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的な手續については表面の連絡先へご照会ください。)

認定手続開始通知書(名あて人用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税關官署の長)

印

貴殿宛到着した国際郵便物は関税法第69条の8第1項第9号・10号に掲げる輸入してはならない貨物に該当すると思料するので、同法第69条の9第1項の規定により通知します。

記

1. 郵便物番号		
2. 郵便物の種類	通常、 小包、 特殊、 EMS、	
3. 差出人 (住所) (氏名)		
4. 税關検査提示日	平成 年 月 日	
5. 疑義貨物	品 名	数 量
6. 権利者の氏名又 は名称及び住所		
7. 知的財産の内容		
8. 認定手続を執る 理由		
9. 輸入差止申立て	有	無
10. 証拠を提出し、 意見を述べること とのできる期限	平成 年 月 日	

(注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当しないことについて、上記10に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。

(貴殿からの意見等により、本通知に係る貨物が関税法第69条の8第1項第9号・第10号に該当しない場合は、当該貨物を輸入することができます。) [注:裏面参照]

2. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記10に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。

3. 上記7の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の14第1項の規定により、税關長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、別途通知する通知日から起算して10執務日(延長があった場合は20執務日)以内に特許庁官の意見を聴くことを求めることができます。

4. 上記9の「輸入差止申立て」欄が「有」で、かつ、申立てに係る知的財産の内容が特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、認定手続中の貨物について、関税法第69条の17第1項の規定により、税關長に対し、一定の期間経過の後、当該認定手続きを取りやめることを求めることができます。

[連絡先] : (税關官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(税関様式 C 第 5812 号：裏面)

本通知に係る貨物の取扱いについて

- 1 . 本通知に係る貨物に関する認定手続は、本通知書の日付の日から 1 月以内を目途に行われますが、その結果については関税法第 69 条の 9 第 5 項の規定により通知されます。
- 2 . 認定手続の結果、次のいずれかに該当する場合には、貨物を輸入することができます。
 - (1) 業として輸入されるものでないものである場合
 - (2) 権利者から輸入の許諾を得て輸入されるものである場合
 - (3) 商標権等に係る並行輸入品である場合
 - (4) その他、知的財産侵害物品に該当しない場合
- 3 . 本通知に係る貨物が知的財産侵害物品と認定されると、関税法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づき、当該物品を没収して廃棄することがあります。
- 4 . なお、貴殿は認定手続中の貨物について、次の処理を行うことができます。
 - (1) 当該貨物に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し税關へ提出した場合には、輸入することができます。
 - (2) 当該貨物の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行うことができます。
 - (3) 当該貨物を任意放棄することができます。
(具体的な手続については表面の連絡先へご照会ください。)

認定手続開始通知書(権利者用)

平成 年 月 日
 開始通知 第 号
 (開始通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

輸入申告貨物(国際郵便物)に対する税関検査の際、関税法第69条の8第1項第9号・10号の輸入してはならない貨物に該当すると思料する貨物が発見されたので同法第69条の9第1項の規定により通知します。

	品 名	数 量
1. 疑義貨物		
2. 輸入者の氏名又は名称及び住所		
3. 仕出人(差出人)の氏名又は名称及び住所		
4. 生産者の氏名若しくは名称又は住所		
5. 知的財産の内容		
6. 認定手続を執る理由		
7. 輸入差止申立て	有	無
8. 証拠を提出し、意見を述べることのできる期限	平成 年 月 日	

- (注) 1. 本通知に係る貨物が輸入してはならない貨物に該当することについて、上記8に記載されている期間中は証拠を提出し、意見を述べることができます。
2. 上記7の「輸入差止申立て」欄が「有」となっている場合には、上記8に記載されている期間中は貴殿からの申請により本通知に係る貨物を点検することができます。
3. 上記5の知的財産の内容が、特許権、実用新案権又は意匠権である場合には、関税法第69条の14第1項の規定により、税関長に対し、本通知に係る貨物が上記の権利を侵害するか否かに関し、この通知を受け取った日から起算して10営業日(延長があった場合は20営業日)以内に特許庁長官の意見を聞くことを求めることができます。
4. 上記2から4までに記載されている事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の9第7項の規定により禁止されています。

[連絡先] : (税関官署名)
 (住所)
 (電話番号)
 (担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5816 号

疑義貨物に係る生産者通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 9 第 3 項の規定により、下記の事項を通知します。

記

1. 生産者の氏名・名称

2. 生産者の住所

(注) この通知書により通知された事項をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第 69 条の 9 第 7 項の規定により禁止されています。

(規格 A4)

疑義貨物点検申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

平成 年 月 日付開始通知第 号により、通知のあった疑義貨物の点検を行いたい
ので、関税法第69条の10第4項の規定により申請します。

(注1) この申請書は2部提出して下さい。

(注2) この申請書は、「認定手続開始通知書(輸入者等用・権利者用)」の写しを添付して下さい。

(注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載のうえ、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。

(税關記入欄)

点検日	
場所	
立会人	印
申請者	印

(規格 A4)

知的財産疑義貨物
認定(処理)連絡書

取扱注意

平成 年 月 日
認定連絡報 第 号
(認定連絡書番号)

殿

知的財産調査官
(知的財産担当官)

印

認定依頼書番号			
品 名	数 量	内 容	
認定結果	侵害物品である	侵害物品とは認められない	
輸入者が希望する 自発的処理の内容			
理 由			
備 考			

(規格 A 4)

認 定 通 知 書 (輸 入 者 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 9 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・10 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行なうことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

当該物品の廃棄又は滅却を希望する場合には、税関職員の立会いの下に行なうことができます。

当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。

当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行なった場合に輸入することができます。

当該物品について任意放棄を希望する場合には、下記連絡先に問い合わせて下さい。

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

認定通知書（名あて人用）

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、関税法第 69 条の 9 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・10 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。

2. 理由

3. 留意事項

- (1) 上記 1において該当するとされた貨物については、異議申立てができる期間中は原則として、下記(2)から の処理を行うことができます。
- (2) 当該貨物について異議申立てができる期間中に異議申立てを行わず、かつ、下記 から のいずれの処理も行わない場合には、関税法第 69 条の 8 第 2 項の規定に基づき、原則として没収して廃棄します。

当該物品に係る知的財産の権利者から、その輸入に関する同意書を取得し、税關へ提出した場合には、輸入することができます。

当該物品の侵害の疑いのある部分について、切除等の修正(簡単に元に戻せる修正は不可)を行った場合に輸入することができます。

当該物品の任意放棄を希望する場合には、別添「任意放棄書」(税關様式 C 第 5380 号)の所定の事項に記入のうえ返送して下さい。

[連絡先] : (税關官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

認 定 通 知 書 (権 利 者 用)

平成 年 月 日
認定通知第 号
(認定通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり認定したので、
関税法第 69 条の 9 第 5 項の規定により通知します。

記

1. 認定結果 関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・10 号に掲げる物品に 該当する・該当しない。
2. 理由

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名))

処理結果通知書

平成 年 月 日
処理結果第 号
(処理結果通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る貨物については、下記のとおり処理されました
ので、関税法第69条の9第6項の規定により通知します。

記

輸入者による処理の内容

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

裁判外紛争解決手続を踏まえた認定申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者(権利者)

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
住所

申請者(輸入者等)

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
住所

平成 年 月 日付認定手続開始通知第 号に係る疑義貨物については、次により裁判外紛争解決手続により紛争を解決したいので、当該裁判外紛争解決手続の結果を踏まえて認定するよう申請します。

1. 裁判外紛争解決手続を実施する事業者の名称及び住所

2. 裁判外紛争解決手続の開始予定日

3. 裁判外紛争解決手続の終了予定日

4. その他参考となるべき事項

(注1) この申請書は権利者と輸入者等が連名で提出してください。

(注2) この申請書は、3部提出してください。

(注3) この申請により関税法第69条の17の規定(認定手続を取りやめることの求め等)の適用がなくなるものではありません。

疑義貨物（侵害物品）修正に係る意見照会書

平 成 年 月 日

殿

（税関官署の長）

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書（開始通知番号第 号）で認定手続を開始した貨物について、侵害部分又は侵害の疑いのある部分の切除等の修正が行われましたので、当該修正後の貨物について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。なお、当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

（規格 A4）

税関様式 C 第 5834 号

取扱注意

郵便物認定通報書

平成 年 月 日
 認定通報 第
 (認定通報書番号)

郵便局長 殿

外郵出張所長 印

平成 年 月 日付発見通報第 号をもって通報した下記物品は、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・10 号物品（輸入してはならない貨物）に〔該当する・該当しない〕と認定したので通報します。

おって、貴局における輸入してはならない貨物に該当する物品の処理結果について、下記郵便物処理欄により通知願います。

記

品名	数量	内容
備考		
郵便物処理欄	上記の郵便物は、当局において平成 年 月 日 (廃棄、返却、国外転送) 処理されました。	日付印

(規格 A 4)

関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品没収通知書

平成 年 月 日
没収通知第 号
(没収通知書番号)

殿

住所(連絡先)

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、没収します。

記

1. 品名

2. 数量

(規格 A4)

関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号又は第 10 号該当物品積戻命令書

平成 年 月 日
積戻命令通知第 号
(積 戻 命 令 書 番 号)

殿

住所(連絡先)

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定通知第 号に係る下記の貨物は、関税法第 69 条の 8 第 1 項第 9 号・第 10 号に掲げる物品に該当するので、同条第 2 項の規定に基づき、積戻しを命じます。

記

1. 品名

2. 数量

(規格 A4)

輸入差止申立書

整理 No

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申立人 【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名） 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話（FAX）番号

関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 輸入差止申立てに係る権利の内容【公表】

権利の種類	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権
登録番号及び 登録年月日 (権利発生年月日)	第 年 (号 月 年 月 日) 日		
権利の存続期間	平成 年	月 日	~	平成 年 月 日
権利の範囲 (商標権の場合には 指定商品名及び登 録商標を記載)				
原権利者 (著作権者及び 著作隣接権者)	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)			
専用実施権者、専用 使用権者又は専用利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)			
通常実施権者、通常 使用権者又は通常利用 権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)			

2. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】

品 名	
輸入統計品目番号(9 衡)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】

--

4. ライセンス料の基礎となる資料(特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する物品の場合)【非公表】

--

5. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

6. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 並行輸入に関する参考事項

外国における権利設定状況 【公表】	
外国の権利者との関係 【公表の可否： 可、 否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴(輸入価格(FOB 価格)を含む。) 【公表の可否： 可、 否】	
外国における権利の許諾関係 【公表の可否： 可、 否】	
その他の事項 (ライセンス契約の内容、ラ イセンサー、製造工場のリ スト等) 【非公表】	

(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a . 輸入差止申立てに係る権利の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b . 真正商品の製造価格
- c . その他

7 . 添付資料等

区 分	部 数
権利の登録原簿の謄本及び公報 (著作権又は著作隣接権については、当該権利の発生を証すべき書類等) 上記謄本等の写し 【公表】	1 部 部
侵害すると認める物品と確認できる資料等 (真正商品及び輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品のサンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、権利侵害を証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書又は権利の効力についての特許庁の判定書の写し 【公表】	部
弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書等 【非公表】	部
その他の資料 (権利者が権利侵害を行う者に対して発した警告書又は新聞等に注意喚起を行った広告等の写し及び並行輸入に関する資料等) 【公表の可否： 可、 否】	部

- (注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
- 2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
- 3 . 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1)【公表】項目
原則として公表されます。
- (2)【非公表】項目
公表されません。
- (3)【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
- 4 . 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5 . 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することができます。
- 6 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 7 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄	
-------	--

輸入差止申立書
(保護対象商品等表示等関係)

整理 No

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申立人 【公表】
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者

電話(F A X)番号

関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定により、下記のとおり、輸入差止申立てをします。

記

1. 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容【公表】

保護対象商品等表示等の種類	不正競争防止法第 2 条 1 項第 1 号に規定する商品等表示(全国の需要者の間に広く認識されているもの) 不正競争防止法第 2 条 1 項第 2 号に規定する商品等表示(著名なもの) 不正競争防止法第 2 条 1 項第 3 号に規定する商品の形態
経済産業大臣申立て時意見書の発行年月日及び番号	
商品等表示等の内容	
使用を許諾し又は許諾されている者(申立人を除く)	住所 氏名(名称及び代表者の氏名) (電話番号) (許諾の範囲)

2. 輸入差止申立てを行う侵害すると認める物品の品名等【公表】

品 名	
輸入統計品目番号(9 衡)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】

--

4. 輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間【公表】

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名(氏名及び代表者の氏名) (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) 参考事項

真正商品に係る外国における製 造販売者との関係 【公表の可否： 可、 否】	
外国において製造されている 真正商品の特徴(輸入価格(FOB 価格)を含む。) 【公表の可否： 可、 否】	
外国における使用許諾関係等 【公表の可否： 可、 否】	
その他の事項 (使用許諾契約等の内容、 製造 工場のリスト等) 【非公表】	

(3) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、 参考資料等を添付する。)

- a . 輸入差止申立てに係る保護対象商品等表示等の内容について訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b . 真正商品の製造価格
- c . その他

7 . 添付資料等

区 分	部 数
経済産業大臣申立時意見書 経済産業大臣申立時意見書の写し 【公表の可否： 可、 否】	1 部 部
保護対象商品等表示等についての説明資料(サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部
侵害すると認める物品の外形的特徴を示す説明資料 (サンプル、写真、カタログ又は当該物品を図示したもの等) 【公表の可否： 可、 否】	部
弁護士等が作成した輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品に関する鑑定書 【非公表】	部
輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品について、営業上の利益が侵害されていることを証する裁判所の判決書若しくは仮処分決定通知書の写し 【公表】	部
その他の資料 (営業上の利益を侵害する者又は侵害するおそれのある者に対して発した警告書等(3号物品の場合は必須)) 【公表の可否： 可、 否】	部

- (注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書には、当該意見書を申請した際の資料を添付してください)。
- 2 . この申立書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)。
- 3 . 本申立書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1)【公表】項目
原則として公表されます。
- (2)【非公表】項目
公表されません。
- (3)【公表の可否】項目
申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
- 4 . 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5 . 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- 6 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます
(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)。
- 7 . 本申立てが受理された後、申立ての内容に変更が生じた場合には、書面(任意の様式)により提出して下さい。

税関記入欄

(規格 A 4)

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書

平 成 年 月 日

殿

税関長 印

関税法第69条の10第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについては、関税法第69条の11に規定する専門委員への意見照会を下記1の日時・場所において行うこととするので通知します。専門委員として下記2の者の意見を聞くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。

当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

1. 日時・場所

2. 専門委員として意見を聞くことを予定している者

氏名 職名

- (1)
(2)
(3)

3. 輸入差止申立てに係る権利の内容等

以上

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

委 嘱 状

平 成 年 月 日

殿

税関長 印

貴殿を關稅法第 69 条の 11 に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自：平成 年 月 日

至：

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書

平成 年 月 日
照会番号

殿

税関長 印

関税法第69条の10第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについて、関税法第69条の11の規定に基づき、下記の理由により、貴殿の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

理由：

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

意 見 書

平 成 年 月 日

税関長 殿

印

平成 年 月 日付の輸入差止申立てについて輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書(照会番号第 号)により意見を求められた件につきまして、以下のとおり意見を述べます。

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る
輸入差止申立ての受理・不受理結果通知書

平成 年 月 日
受理・不受理通知 第 号

殿

税関長 印

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会書(照会番号第 号)により意見を求めた関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立てについては、下記の理由により、受理した・受理しなかったので、通知します。

記

理由 :

(規格 A4)

輸入差止申立てにおける専門委員意見照会に係る回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

殿

税関長 印

平成 年 月 日付輸入差止申立てに係る専門委員意見照会書（照会番号第 号）については、下記の理由により、貴職の意見を要しないこととなりましたので通知します。

記

理由：

輸入差止申立て・更新受理通知書

平成 年 月 日
受理通知 第 号
(申立て・更新受理通知書番号)

殿

税関長 印

関税法第69条の10第1項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新
(整理 No. -)について、下記のとおり受理するので、同条第3項の規定により通知します。

記

輸入差止申立てが効力を有する期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

(規格 A4)

輸入差止申立て・更新不受理通知書

平成 年 月 日
不受理通知第 号
(申立て・更新不受理通知書番号)

殿

税関長 印

関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新(整理 No. -)について、下記の理由により受理しないので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

理由

(規格 A4)

輸入差止申立更新申請書

整理 No

更 -

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申立人
住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者
電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No			
輸入差止申立てが効力有する期間として希望する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
権利の内容等	権利の種類【公表】	特許権 著作権	実用新案権 著作隣接権	意匠権 育成者権	商標権
	登録番号【公表】 及び登録年月日 (権利設定年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)			
	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
	権利の範囲【公表】				
	輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報 【公表の可否: 可、否】				
	その他参考になるべき事項 【公表の可否: 可、否】				

(注) 1. の付されている欄は必ず記載して下さい。

2. 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。

(1)【公表】項目

原則として公表されます。

(2)【公表の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。

3. 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、
当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。

4. 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。

5. 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。

6. その他参考となる資料等があれば添付して下さい。

7. 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)

更 -

平成 年 月 日

輸入差止申立更新申請書
(保護対象商品等表示等関係)

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

申立人	
住所	
氏名(名称及び代表者の氏名)	印
(署名)	
(連絡先)	
担当者	
電話番号(FAX)番号	

平成 年 月 日付で行った輸入差止申立てについて、その更新を申請します。

記

当初申立て年月日	平成 年 月 日	当初申立書整理No
輸入差止申立てが効力 を有する期間として希望 する期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
保護 対象 商品 等 表示 等 の 内 容	保護対象商品等表示 等の種類	不正競争防止法第2条1項第1号に規定する商品等表示(全国の 需要者の間に広く認識されているもの) 不正競争防止法第2条1項第2号に規定する商品等表示(著名な もの) 不正競争防止法第2条1項第3号に規定する商品の形態
	経済産業大臣申立時 意見書の発行年月日及 び番号	
	商品等表示等の内容	
	輸入差止申立て更新に係 る物品の追加情報 【公表の可否: 可、 否】	
	その他参考になるべき事 項 【公表の可否: 可、 否】	

(注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい(経済産業大臣申立時意見書は必ず添付して下さい。)

2 . 本申立更新書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表さ
れます。

(1)【公表】項目

原則として公表されます。

(2)【公表の可否】項目

申立人の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表
することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。

3 . 「輸入差止申立て更新に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、
当初申立書に記載した事柄以外の事柄があれば記載して下さい。

4 . 「輸入差止申立てが効力を有する期間として希望する期間」は、2年以内の期間を記載して
下さい。

5 . 印の付されている欄の資料等については、認定手続において侵害事実を確認するため必要
に応じ輸入者等に開示することがあります。

6 . その他参考となる資料等があれば添付して下さい。

7 . 申立人欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表
者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)

輸入差止申立・更新受理撤回通知書

平成 年 月 日
撤回通知第 号
(撤回通知書番号)

殿

税関長 印

関税法第 69 条の 10 第 1 項の規定に基づく平成 年 月 日付の輸入差止申立て・更新について、下記の理由により撤回しますので通知します。

記

理由

(規格 A4)

輸入差止情報提供書

整理 No.

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

情報提供者【公表】
住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

印

(署名)

(連絡先)
担当者

電話番号（FAX）番号

関税法第69条の8第1項第9号に規定する回路配置利用権を侵害する物品について、下記のとおり
輸入差止情報提供します。

記

1. 輸入差止情報提供に係る権利の内容【公表】

登録番号 及び登録年月日	第 年 月 日 号
権利の存続期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
権利の範囲	
原権利者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
専用利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (権利設定範囲)
通常利用権者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号) (許諾の範囲)

2. 輸入差止情報提供を行う侵害すると認める物品の品名【公表】

品 目	
輸入統計品目番号(9 桁)	

3. 侵害物品と認める理由及び識別ポイント【公表の可否： 可、 否】

--

4. 輸入差止情報提供継続希望期間【公表】

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

5. その他参考となるべき事項

(1) 侵害すると認める物品の輸入に関する参考事項【非公表】

予想される輸入者	住所 氏名（名称及び代表者の氏名） (電話番号)
その他特定又は 想定される事項	輸出者 仕出国 その他

(2) その他の参考事項 【公表の可否： 可、 否】(適宜、参考資料等を添付する。)

- a . 輸入差止情報提供に係る権利の内容については訴訟等で争いがある場合には、その争いの内容
- b . 真正商品の製造価格（輸入品にあっては F O B 価格）
- c . その他

6 . 添付資料等

区 分	部 数
回路配置原簿の謄本 上記謄本等の写し 【公表の可否： 可、 否】	1 部 部
権利が設定登録された回路配置の拡大写真(カラーに限る) 自己の権利を侵害していると認める回路配置の拡大写真 (カラーに限る) 【公表の可否： 可、 否】	部 部
自らの調査に基づき模倣品を輸入している旨の警告書を送付した模倣品の輸入者等の氏名、住所等及び警告書の写し(内容証明付郵便により送付されたこと及び送付月日が明らかなものに限る。) 【公表の可否： 可、 否】	部
権利の設定登録に係る半導体集積回路の実物 自己の権利を侵害していると認める半導体集積回路の実物 【公表の可否： 可、 否】	個 個
その他自己の権利の侵害の証拠となる書類 【公表の可否： 可、 否】	部

- (注) 1 . の付されている欄は必ず記載し、添付資料等も提出して下さい。
- 2 . この情報提供書はできる限り具体的かつ詳細に記載して下さい(記載事項が多い場合は別紙)
- 3 . 本情報提供書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公表されます。
- (1)【公表】項目
原則として公表されます。
- (2)【非公表】項目
公表されません。
- (3)【公表の可否】項目
情報提供者の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをして下さい。
- 4 . 「輸入差止情報提供継続希望期間」は、2年以内の期間を記載して下さい。
- 5 . 印の付されている欄の資料等は認定手続において、侵害事実を確認するため必要に応じ輸入者等に開示することがあります。
- 6 . 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)

輸入差止情報提供継続申請書

整理 No.

継 -

平成 年 月 日

函館、東京、横浜、名古屋、大阪、
神戸、門司、長崎、沖縄地区 税関長 殿

情報提供者
住所
氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)
(連絡先)
担当者
電話番号(FAX)番号

平成 年 月 日付で行った回路配置利用権に係る輸入差止情報提供について、その継続を申請します。

記

当初情報提供年月日	平成 年 月 日	当初情報提供書整理 No.
輸入差止情報提供継続希望期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
権利の内容等	登録番号【公表】及び登録年月日 (権利発生年月日)	第 号 年 月 日 (年 月 日)
	権利の存続期間【公表】	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
	権利の範囲【公表】	
	輸入差止情報提供継続に 係る物品の追加情報 【公表の可否： 可、 否】	
その他参考になるべき 事項 【公表の可否： 可、 否】		

(注) 1. の付されている欄は必ず記載してください。

2. 「輸入差止情報提供継続に係る物品の追加情報」及び「その他参考となるべき事項」欄には、
当初情報提供書に記載した事柄以外の事柄があれば記載してください。

3. 本情報提供継続書の各項目の内容は、輸入者等へ参考情報を提供する観点から、次により公
表されます。

(1)【公表】項目

原則として公表されます。

(2)【公表の可否】項目

情報提供者の意思により取り扱われますので、公表して差し支えない場合には「可」に、公
表することに支障のある場合には「否」に✓チェックをしてください。

4. 「輸入差止情報提供継続希望期間」は、希望する期間(2年以内)を記載して下さい。

5. 印の付されている欄の資料等については認定手続において、侵害事実を確認するため必要
に応じ輸入者等に開示することがあります。

6. その他参考となる資料等があれば添付してください。

7. 情報提供者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は
代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)

供 記 命 令 書

平 成 年 月 日
 供託命令通知 第 号
 (供 記 命 令 書 番 号)

殿

(税 関 官 署 の 長)

印

関税法第 69 条の 12 [第 1 項・第 2 項] の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 10 項の規定により認定手続を取りやめることができます。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日

- (注) 1 . 供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続が終了するまでの間に当該貨物が輸入されないことにより、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
- 2 . 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。)で税関長が確実と認めるものを持ってこれに代えることができます。
- 3 . 供託命令に対し、関税法第 69 条の 12 第 5 項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

(規 格 A4)

生鮮疑義貨物に係る供託命令実施確認書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、平成 年 月 日に、口頭により、関税法第 69 条の 12 第 1 項の規定に基づき金銭の供託の命令を行いましたので、その旨を確認します。

* 上記について、事実に相違なければ、下記 の にレチェックし、相違あれば の にレチェックのうえ、相違内容を記載し、いずれの場合も、記名及び押印又は署名(法人においては、法人の名称及びその代表者名の氏名を記載の上法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)のうえ、1部を下記連絡先まで返付してください。

上記は、事実に相違ありません。

上記は、事実と下記の相違点があります。

氏名(名称及び代表者の氏名)

印
(署名)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

供 記 書 正 本 提 出 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

提出者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)により供託したので、その供託書正本を提出します。

(注)提出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

供 記 書 正 本 預 り 書

上記提出書による供託書正本を預ります。

第 号(供託番号)
平成 年 月 日)

(税関官署の長) 印

(注)この提出書は2部提出して下さい。

(規格 A4)

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

届出者
住所氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)について、関税法第 69 条の 12 第 5 項(同法第 69 条の 13 第 5 項において準用する場合を含む。)又は同法第 69 条の 17 第 6 項の規定により、下記のとおり支払保証委託契約を締結したので、届け出ます。

記

1. 契約の相手方の名称及び所在地

2. 契約金額

(注)届出者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 届 出 確 認 書

上記の届出を確認します。

第 号
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この届出書は2部提出してください。
2. この届出書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付してください。

(規格 A4)

認定手続取りやめ通知書

平成 年 月 日
取りやめ通知第 号
(取りやめ通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号により通知した疑義貨物について、関税法第 69 条の 12 第 10 項の規定により、認定手続きを取りやめたので同条第 11 項の規定により通知します。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5880 号

有価証券換価後金銭供託通知書

平成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付の供託命令(供託命令通知第 号)により供託された有価証券については、関税法施行令(昭和29年政令第150号)第62条の17第3項(同令第62条の20又は第62条の27において準用する場合を含む。)の規定に基づき換価の上、輸出差止申立て等又輸入差止申立て等に係る損害賠償供託金に関する規則(平成6年法務省・大蔵省令第5号)第7条、第8条又は第9条において準用する同法第4条第2項の規定により供託したので、同法第7条、第8条又は第9条において準用する同法第4条第4項の規定に基づき通知します。

(添付書類)

供託書正本の写し 1部

担 保 取 戻 事 由 確 認 申 請 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長)

殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物について、下記事由により、損害の賠償を担保する必要がなくなったので、関税法第69条の12第8項第3号(同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。)若しくは第69条の17第9項第1号の規定による確認の申請又は同項第4号に該当することの確認の求めを行います。

記

損害の賠償を担保する必要がなくなった事由

(注1) この申請書には、損害の賠償を担保する必要がなくなったことを証明する書類を添付してください。

(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 申 請 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に代えて、支払保証委託契約を締結したので、関税法第69条の12第8項第4号(同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。)又は同法第69条の17第9項第2号の規定により、その承認を申請します。

(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

支 払 保 証 委 託 契 約 締 結 承 認 書

第 号
上記申請を承認します。
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して下さい。

供託物差替承認申請書（供託書正本提出書兼用）

平 成 年 月 日

（税関官署の長） 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印
(署名)

平成 年 月 日付の供託書正本預り証(第 号)に係る供託物に差し替えて、他の供託物を供託したので、関税法第69条の12第8項第5号(同法第69条の13第5項において準用する場合を含む。)又は第69条の17第9項第3号の規定により、その承認を申請します。

(注)申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

供託物差替承認書（供託書正本預り証兼用）

第 号(供託番号)
上記申請を承認し、あわせて供託書正本を預ります。
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、差替え後の供託書正本を添付してください。

損害賠償請求権存在確認書交付請求書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

関税法施行令第62条の16第4項(同令第62条の20又は第62条の27において準用する場合を含む。)の規定により、下記のとおり、損害賠償請求権存在確認書の交付を請求します。

記

1. 損害賠償義務者の氏名(名称及び代表者の氏名)及び住所

2. 要求しようとする損害賠償額

3. 損害賠償請求権発生の原因たる事実

4. 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地

5. その他参考となる事項

(注) この申請書には、次のいずれかの書面の謄本等を添付してください。

- (1) 民事執行法(昭和54年法律第4号)第22条第1項(債務名義)に規定する債務名義(確定判決等)
- (2) 損害賠償請求権の存在を確認する確定判決若しくはそれと同一の効力を有するものであって執行力が付与されていないもの
- (3) 供託の原因となった貨物の輸入者と金銭等を供託した申立人との間で和解し、当該輸入者に当該立会人に対する損害賠償請求件があること及びその額を記載した書面
- (4) (1)から(3)に掲げるものに類するもの

(規格 A4)

損 害 賠 償 請 求 権 存 在 確 認 書

1 . 損害賠償請求権者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所

2 . 損害賠償義務者の氏名（名称及び代表者の氏名）及び住所

3 . 損害賠償請求権の額

4 . 支払保証委託契約の相手方の名称及び所在地並びに契約金額

関税法施行令第 62 条の 16 第 4 項（同令第 62 条の 20 又は第 62 条の 27 において準用する場合を含む。）の規定により、上記のとおり確認する。

平成 年 月 日

（税関官署の長） 印

（規格 A4）

税関様式 C 第 5892 号

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 申 請 書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、下記のとおり解除の承認を申請します。

記
理由

支 払 保 証 委 託 契 約 解 除 承 認 書

第 号

上記申請の解除を承認します。

平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

(注) 1. この申請書は、2部提出してください。

2. この申請書には、支払保証委託契約を解除する理由を証明する書類を添付して下さい。

(規格 A4)

支払保証委託契約内容変更承認申請書

平 成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者
住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

平成 年 月 日付により確認された支払保証委託契約について、内容の変更を行いたいので、その承認を申請します。

記

支払保証委託契約の変更内容と理由

支払保証委託契約内容変更承認書

第 号
上記の申請を承認します。
平成 年 月 日

(税関官署の長) 印

- (注) 1. この申請書は、2部提出してください。
2. この申請書には、変更した支払保証委託契約書の写し（契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの）を添付して下さい。

(規格 A4)

見本検査承認申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

(署名)

平成 年 月 日付開始通知第 号により通知のあった疑義貨物について見本の検査を行いたいので、関税法第69条の13第1項の規定により申請します。

1. 関税法施行令第62条の11第1項の規定により証拠を提出し、又は意見を述べるためにその検査が必要である理由
2. 見本の数量
3. 見本の検査をする場所及び日時並びに検査の方法
4. 見本の検査の前後において上記3に規定する場所と異なる場所に見本を保管する場合には、その場所及び保管の方法
5. 見本を運送する場合には、その運送の方法
6. その他参考となるべき事項

(注1) この申請書は2部提出して下さい。

(注2) この申請書には、「認定手続開始通知書(権利者用)」の写しを添付して下さい。

(注3) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます。

見本検査承認申請通知書

平成 年 月 日
承認申請通知第 号
(見本検査承認申請通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付開始通知第 号に係る疑義貨物については、別添のとおり見本検査承認申請がありましたので、関税法第69条の13第1項の規定により通知します。この申請について意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、この申請が承認された場合に申請者に交付される見本についてその返還が不要である場合には、別紙に必要事項を記載して同日までに提出してください。

(添付書類)

見本検査承認申請書(写) 1部

(注) 見本検査承認申請が承認された場合、申請者は税関から交付された見本について、分解、分析、性能試験等を実施することができます。したがって、交付された見本については、原状回復ができない場合があります。また、上記の疑義貨物が輸入禁制品に該当すると認定されなかった場合において、申請者による検査の結果見本に生じた損害については、貴殿と申請者との間で解決することになります。

(規格 A4)

見本返還不要同意書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

住所
氏名(又は名称) 印

平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知のあった見本検査承認申請が承認された場合には、申請者に交付された見本については返還を必要とせず、申請者が処分することができる場合には、申請者が処分することに同意します。

見本検査承認通知書(申請者用)

平成 年 月 日
承認通知第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税法第69条の13第3項の規定により通知します。

(注) 見本の検査その他見本の取扱いにおいて知り得た事項を、みだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することは、関税法第69条の9第7項の規定により禁止されています。

見本検査承認通知書(輸入者等用)

平成 年 月 日
承認通知第 号
(見本検査承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認することとしたので、関税法第69条の13第3項の規定により通知します。

1. 検査場所

2. 検査の日時

(注) 申請により見本の検査に立ち会うことができます。

(規格 A4)

見 本 受 領 書

平成 年 月 日

(税關官署の長) 殿

受領者

氏名

印

(署名)

(見本検査の申請者が法人である場合
は、当該法人の住所及び名称)

住所

名称

平成 年 月 日付承認通知第 号による承認に係る下記の見本については確
かに受領しました。

記

1 . 見本の品名

2 . 見本の数量

3 . 見本の記号、番号等

(注) 受領者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択する
ことができます。

見本検査不承認通知書(申請者用)

平成 年 月 日
不承認通知第 号
(見本検査不承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付見本検査承認申請については、下記理由により、これを承認しないこととしたので、関税法施行令第62条の19第3項の規定により通知します。

記

以上

理由：

見本検査不承認通知書(輸入者等用)

平成 年 月 日
不承認通知第 号
(見本検査不承認通知書番号)

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付承認申請通知第 号により通知した見本検査承認申請については、承認しないこととしたので、関税法施行令第 62 条の 19 第 3 項の規定により通知します。

(理由)

(規格 A4)

供 記 命 令 書

平 成 年 月 日
 見本検査供託命令通知 第 号
 (見本検査供託命令書番号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第69条の13第5項において準用する同法第69条の12〔第1項・第2項〕の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同法第69条の13第5項において準用する同法第69条の12第10項の規定により見本検査の承認をしないことがあります。

記

開始通知書番号	
供託場所	
供託額	
供託期限	平成 年 月 日

- (注) 1. 供託命令は、見本に係る疑惑貨物が関税法第69条の8第1項第9号・10号に掲げる貨物に該当すると認定されなかった場合に、輸入者が被る損害を担保するため必要があると税関長が認めるときに行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税関官署に提出してください。
2. 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第129条第1項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。）で税関長が確実と認めるものをもってこれに代えることができます。
3. 供託命令に対し、関税法第69条の13第5項において準用する同法第69条の12第5項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税関官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

見本検査立会い申請書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

申請者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名) 印

(署名)

平成 年 月 日付承認通知第 号により通知があった見本検査に立ち会いたいので、関税法第 69 条の 13 第 6 項の規定により申請します。

1. 立会人の氏名及び住所並びに職名(所属)

2. 参考となるべき事項

(注1) 立会人が申請者自身又は申請者の職員であるときは住所の記載を省略して差し支えありません。

(注2) 申請者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名のいずれかを選択)

(注3) 代理人が立会いを行う場合は、申請者からの委託を証する書面を添付してください。

特許庁長官意見照会請求書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の14第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について、下記のとおり特許庁長官の意見を聴くよう求めます。

記

1. 通知日 平成 年 月 日

2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日

3. 意見照会請求をする理由

4. その他参考となるべき事項

(添付資料)

(注)請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)。

(規格 A4)

特許庁長官意見照会書

平成 年 月 日
照会番号 第 号

特許庁長官 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の14第1項の規定に基づき特許権者又は輸入者等から特許庁長官の意見を聞くことの求めがあったので、同条第2項又は関税法第69条の14第9項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5918 号

特許庁長官意見照会請求通知

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)で認定手続を開始した貨物について、関税法第69条の14第2項・第9項の規定により特許庁長官の意見を求めるので、通知します。なお、関税法施行令第62条の23第3項の規定により、当該申請に係る添付資料(別添)について意見がある場合には、下記期日までに、書面をもって、意見を述べてください。当該期日までに当該書面の提出がない場合は、意見がないものとみなします。

記

意見を述べることができる期限

平成 年 月 日

(規格 A4)

特許庁長官意見照会実施通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の14第2項・第9項に規定する特許庁長官への意見照会を行ったので、同条第5項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

(規格 A4)

特許庁長官意見照会不実施通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)にかかる貨物について、平成 年 月 日付で請求のあった特許庁長官への意見照会については、下記の理由により、これを行わないこととしましたので、関税法第69条の14第3項の規定に基づき通知します。

記

理由 :

(規格 A4)

特許庁長官意見照会回答通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付特許庁長官意見照会実施通知により通知した照会結果について、特許庁長官から下記の回答を得ましたので、関税法第69条の14第6項(同条第10項において準用する場合を含む。)の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方(連絡先下記)に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

特許庁長官意見照会回答不要通知書

平 成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

特 許 庁 長 官 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付特許庁長官意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第 69 条の 14 第 8 項の規定に基づき通知します。

特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書
(申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用)

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、特許庁長官意見照会ができる期間を下記のとおり延長することとしましたので、関税法第69条の14第1項の規定に基づき通知します。併せて、同法第69条の17第2項の規定により、当該開始通知書による申立特許権者等への通知が行われた日を下記のとおり通知します。

なお、同法第69条の17第1項の規定により、当該期間内に特許庁長官意見照会の求めがない場合、当該期間経過後、輸入者等が認定手続の取りやめを求めることがあります。

記

1. 延長内容

(1) 当初の期間末日 平成 年 月 日

(2) 延長後の期間末日 平成 年 月 日

2. 申立特許権者等への通知日

平成 年 月 日

(裏面)

表面1.(2)に記載の期日は、以下の請求を行うための基準となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者の場合

- (1) 関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求
本件通知による延長後の期間、当該請求を行うことができます。
- (2) 関税法第69条の17第1項に規定する認定手続取りやめ請求
次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。
- (I) 本件通知による延期後の期間末日
(II) 関税法第69条の14第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日

* 表面2.の「申立特許権者等への通知日」（以下「通知日」という。）は、本件通知による延長前又は延長後の期間を算定するための基準となる日です。

(参考)

通知日	申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日
十日経過日	通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。）
二十日経過日	税關長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

* なお、上記2.(2)の(II)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

農林水産大臣意見照会書

平成 年 月 日
照会番号第

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の15第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

農林水産大臣意見照会実施通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の15第1項に規定する農林水産大臣への意見照会を行ったので、同条第3項の規定により通知します。

(規格 A4)

農林水産大臣意見照会回答通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会実施通知書により通知した照会について農林水産大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第 69 条の 15 第 4 項の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

農林水産大臣意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

農林水産大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付農林水産大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の15第5項の規定に基づき通知します。

経済産業大臣意見照会書

平成 年 月 日
照会番号第

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の15第1項の規定に基づき、貴職の意見を求めます。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

(意見照会をする理由)

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

税関様式 C 第 5940 号

経済産業大臣意見照会実施通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の15第1項に規定する経済産業大臣への意見照会を行ったので、同条第3項の規定により通知します。

(規格 A4)

経済産業大臣意見照会回答通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会実施通知書により通知した照会について経済産業大臣から下記の回答を得ましたので、関税法第69条の15第4項の規定により通知します。

なお、平成 年 月 日までの間、当該回答の内容について、当方（連絡先下記）に対して、意見を述べ、又は証拠を提出することができます。

記

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

経済産業大臣意見照会回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

経済産業大臣 殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付経済産業大臣意見照会書(照会番号第 号)については、貴職の意見を要しないこととなりましたので、関税法第69条の15第5項の規定に基づき通知します。

(規格 A4)

認定手続における専門委員意見照会実施通知書

平 成 年 月 日

殿

税関長

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の16に規定する専門委員への意見照会を下記1の日時・場所において行うこととするので通知しますので、専門委員として下記2の者の意見を聴くことについて意見がある場合は、平成 年 月 日までに書面により提出してください。

なお、下記1の日時・場所において意見を述べることができますので、出席される場合はその旨ご連絡ください。

当該照会に対する上記の意見の提出又は連絡については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

1. 日時・場所

2. 専門委員として意見を聴くことを予定している者

氏名 職名

(1)

(2)

(3)

以上

[連絡先] : (税関官署名)

(住所)

(電話番号)

(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

委 嘱 状

平 成 年 月 日

殿

税関長 印

貴殿を関税法第69条の16に規定する専門委員に委嘱します。

期間

自：平成 年 月 日

至：

認定手続における専門委員意見照会書

平成 年 月 日
照会番号 第 号

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について、関税法第69条の16の規定に基づき、以下の理由により、貴殿の意見を求めることしましたので、通知します。

なお、当該照会に対する問い合わせ等については、下記連絡先に行っていただくようお願いします。

記

理由 :

(添付資料)

[連絡先] : (税関官署名)
(住所)
(電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A4)

意 見 書

平 成 年 月 日

税関長 殿

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続における専門委員意見照会書(照会番号第 号)により意見を求められた件につきまして、以下のとおり意見を述べます。

(規格 A4)

認定手続における専門委員意見照会に係る貨物の認定結果通知書

平成 年 月 日
受理・不受理通知 第 号

殿

税関長 印

専門委員意見照会書(照会番号第 号)により意見を求めた平成 年 月 日付認定手
続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物については、下記の理由により、侵害物品に該当
する・該当しないと認定されたので、通知します。

記

理由 :

認定手続における専門委員意見照会に係る回答不要通知書

平成 年 月 日
回答不要通知番号第 号

殿

税関長 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物についての認定手続における専門委員意見照会書(照会番号第 号)については、下記の理由により、貴職の意見を要しないこととなりましたので通知します。

記

理由 :

申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長) 印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物についての申立特許権者等への認定手続開始の通知が行われた日は、下記のとおりですので、関税法第 69 条の 17 第 2 項の規定に基づき通知します。

記

通知日 平成 年 月 日

10 日経過日 平成 年 月 日

(裏面)

表面に記載の期日は、以下の請求を行うための基準日となるものです。

1. 申立特許権者等の場合

関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

2. 輸入者の場合

(1) 関税法第69条の14第1項に規定する特許庁長官への意見照会の請求

十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日までの間、当該請求を行うことができます。

(2) 関税法第69条の17第1項に規定する認定手続取りやめ請求

次に掲げる日のいずれか遅い日後（認定手続中に限る。）当該請求を行うことができます。

(Ⅰ) 十日経過日又は税関長が必要と認めて通知した場合には二十日経過日

(Ⅱ) 関税法第69条の14第5項に規定する特許庁長官への意見照会を行った旨の通知があった場合には、同条第6項に規定する特許庁長官の意見の通知を受けた日から起算して10日を経過する日

(参考)

通知日 申立特許権者等が認定手続開始通知を受けた日。

十日経過日 通知日から起算して10日を経過する日（行政機関の休日（土日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日））の日数を算入しない。）

二十日経過日 税関長が必要と認めて十日経過日を延長する旨通知した場合に、通知日から20日を経過する日（行政機関の休日の日数を算入しない。）

* なお、上記2.(2)の(Ⅱ)の「10日を経過する日」は上記の「十日経過日」ではなく、行政機関の休日を含んだものですので、ご注意ください。

認定手続取りやめ請求書

平成 年 月 日

(税関官署の長) 殿

請求者

住所

氏名(名称及び代表者の氏名)

印

(署名)

(連絡先)

担当者

電話(FAX)番号

関税法第69条の17第1項の規定に基づき、平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について認定手続の取りやめを求めたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 通知日 平成 年 月 日

2. 十日経過日を延長する旨の通知を受けた日 平成 年 月 日

3. 特許庁長官の意見を求めた旨の通知を受けた日 平成 年 月 日

4. その他参考となるべき事項

(注)請求者欄には、住所及び氏名を記載の上、押印又は署名のいずれかを選択することができます(法人においては、法人の住所及び名称並びにその代表者名の氏名を記載の上、法人又は代表者の押印若しくは代表者の署名の何れかを選択)

税関様式 C 第 5962 号

認定手続取りやめ請求受理通知書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知番号第 号)に係る貨物について
関税法第 69 条の 17 第 1 項に規定する認定手続取りやめの請求がありましたので、同
条第 3 項の規定により通知します。

(規格 A4)

認 定 手 続 取 り や め 通 知 書

殿

平 成 年 月 日
認定手続取りやめ通知第 号
(認定手続取りやめ通知書番号)

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書による請求があった認定手続の取りやめについては、関税法第69条の17第11項の規定により当該認定手続を取りやめることとしましたので、同条第12項の規定により、通知します。

(規格 A4)

税関様式 C 第 5966 号

通 関 解 放 金 供 記 命 令 書

平 成 年 月 日
 供託命令通知 第 号
 (供 託 命 令 書 番 号)

殿

(税関官署の長)

印

関税法第 69 条の 17 第 3 項の規定により、下記のとおり金銭の供託を命じます。

なお、下記の期限までに当該金銭の全部について供託をせず、かつ、支払保証委託契約の締結の届出をしない場合には、同条第 11 項の規定による認定手続の取りやめを行いません。

記

開始通知書番号	
供 託 場 所	
供 託 額	
供 託 期 限	平成 年 月 日

- (注) 1 . 通關解放金供託命令は、輸入差止申立てに係る貨物について認定手続中の貨物が輸入されることより、申立人が被る損害を担保するために行われるものです。供託命令を受けた者は、この命令書に記載された供託期限内に指定された供託場所に金銭を供託し、その供託書正本を供託命令の通知を行った税關官署に提出してください。
- 2 . 供託すべき金銭は、国債、地方債その他の有価証券（社債等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)第 129 条第 1 項(振替社債等の供託)に規定する振替社債等のうち振替国債を含む。)で税關長が確実と認めるものを持ってこれに代えることができます。
- 3 . 供託命令に対し、関税法第 69 条の 17 第 6 項の規定により、支払保証委託契約を締結した旨の届出を供託期限内に供託命令を行った税關官署に届け出たときは、金銭又は有価証券の供託をしないことができます。

(規格 A4)

認 定 手 続 繼 続 通 知 書

平 成 年 月 日

殿

(税関官署の長)

印

平成 年 月 日付認定手続開始通知書(開始通知書番号第 号)に係る貨物について平成 年 月 日付認定手続取りやめ請求書により請求があった認定手続の取りやめについては、平成 年 月 日付通関解放金供託命令書(供託命令書番号第 号)により命じた金銭(関税法第69条の17第4項に規定する有価証券を含む。)の供託又は支払い保証委託契約の届出が、当該命令書による期限までに行われなかつたため、当該請求に係る認定手続の取りやめを行わないこととしましたので通知します。